

事業所名 株式会社 tunagu

有料職業紹介事業許可番号 27-ユ-304750

返戻金制度について

■返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

- ・入社後1ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の80%返金
- ・入社後2ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の50%返金
- ・入社後3ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の10%返金

但し、採用決定者（求職者）が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の紹介手数料を返還しないこととする。

※採用決定者（求職者）が、採用日以前に派遣などの形態で求人者において職務遂行経験があった場合であっても、上記の返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。